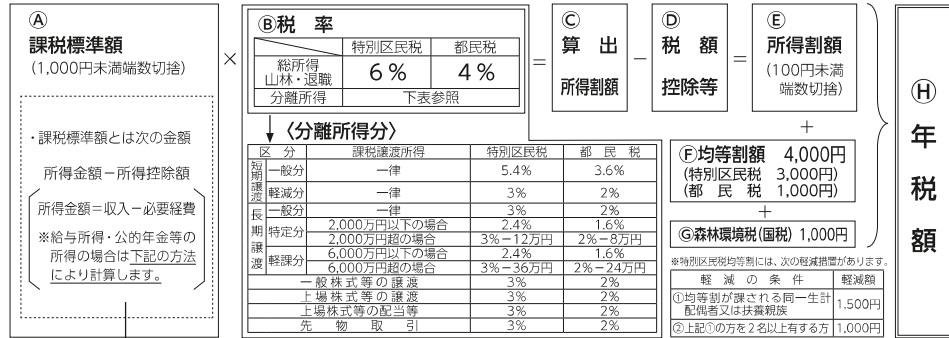


令和6年度 特別区民税・都民税・森林環境税について

令和6年度の納税通知書兼変更通知書をお届けいたします。税額は次のとおり計算しています。

◎特別区民税・都民税・森林環境税の計算のしくみ ※特別区民税・都民税を総称して住民税といいます。



《給与所得の計算》(収入金額から給与所得控除を差し引いた金額)

収入金額(A)	所得金額	収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0	1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A) × 60% + 100,000
551,000円以上 1,619,000円未満	(A) - 550,000	1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A) × 70% - 80,000
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000	3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A) × 80% - 440,000
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000	6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A) × 90% - 1,100,000
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000	8,500,000円以上	(A) - 1,950,000
1,624,000円以上 1,626,000円未満	1,074,000		

◎部分は、収入金額(A)を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円 + 4,000円 = 454.05 + 454 + 4,000円 = 1,816,000円(A)

※所得金額額控除
下記の対象者に該当する場合は算出した控除額を上記の表で求めた給与所得額から差し引きます

対象者	控除額
① 給与収入が850万円を超えて、下記のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者である方 ・23歳未満の扶養親族がいる方 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方	(給与等の収入金額(※1) - 850万円) × 10% (※1) 1,000万円を上限
② 給与所得と公的年金等の所得の両方がある方	(給与所得(※2) + 公的年金等の所得(※2)) - 10万円 (※2) それぞれ10万円を上限

非課税について
もしふしげに
該当する場合は
非課税です。

・合計所得金額が135万円(1 + 同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 10万円 + 21万円以上の方(障害者除く、21万円の上限はありません)
・本人が障害者控除、寡婦控除、1人1親控除のいずれかの適用を受けている場合または未成年者の場合で合計所得金額が135万円以上の方
・令和6年1月1日現在で生年保護法の規定による生年扶給を受けている方

《公的年金等の所得の計算》(収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	(B) - 1,100,000	(B) - 1,000,000	(B) - 900,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(B) × 75% - 275,000	(B) × 75% - 175,000	(B) × 75% - 75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B) × 85% - 685,000	(B) × 85% - 585,000	(B) × 85% - 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000	(B) × 95% - 1,355,000	(B) × 95% - 1,255,000
65歳未満	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000	(B) - 1,855,000	(B) - 1,755,000
	13,000,000円以上 14,100,000円未満	(B) - 600,000	(B) - 500,000	(B) - 400,000
	14,100,000円以上 15,000,000円未満	(B) × 75% - 275,000	(B) × 75% - 175,000	(B) × 75% - 75,000
	15,000,000円以上	(B) × 85% - 685,000	(B) × 85% - 585,000	(B) × 85% - 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000	(B) × 95% - 1,355,000	(B) × 95% - 1,255,000
	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000	(B) - 1,855,000	(B) - 1,755,000

(所得控除 続き)

人的控除	控 除 の 種 類		控除額	控 除 の 種 類	納税義務者の合計所得金額ごとの控除額					
	障 害 者		26万円		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			
	特 別 障 害 者		30万円	配偶者	一般 老人(70歳以上)	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円		
	同 居 特 別 障 害 者		53万円							
	寡 婦		26万円							
	ひ と り 親		30万円							
	勤 労 学 生		26万円							
	扶 養	一般(16歳以上18歳以下 及び23歳以上69歳以下) 老人(70歳以上)		33万円	配偶者 特 別	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人(70歳以上)		38万円			100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
		同居老親等(70歳以上)		45万円			105万円超 110万円以下	26万円	18万円	
特定(19歳以上22歳以下)		45万円	110万円超 115万円以下	21万円			14万円	7万円		
			115万円超 120万円以下	16万円			11万円	6万円		
基 礎	合計所得額		2,400万円以下	43万円			120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
			2,400万円超 2,450万円以下	29万円			125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
			2,450万円超 2,500万円以下	15万円			130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

【⑦税額控除等】の計算方法

(1) 調整控除 (合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません)

合計課税所得金額が200万円以下の場合	合計課税所得金額が200万円超の場合
ア 人的控除額の差額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2) ⇒ アとイのいずれかが少ない額の5% (特別区民税3%・都民税2%)	ア 人的控除額の差額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2) - 200万円 ⇒ アからイを控除した金額[5万円以下(マイナスを含む)の場合は5万円]の5% (特別区民税3%・都民税2%)

(※1) 人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類	差額	控除の種類	差額	控除の種類	差額
寡婦	1万円	一般	5万円	配偶者	一般
ひとり親	1万円	扶養親族	10万円	配偶者	老人(70歳以上)
障害者	1万円	同居老親等	13万円	配偶者	老人(70歳以上)
特別障害者	10万円	特定	18万円	配偶者	老人(70歳以上)
同居特別障害者	22万円	勤労学生	1万円	配偶者	老人(70歳以上)
		基礎控除	5万円	配偶者	老人(70歳以上)

(※2) 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額(それぞれ、納税通知書兼変更通知書の「課税標準額の内訳」に記載)

(2) 配当控除 ※申告分離課税を選択した場合は適用なし

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
利益の配当等	特別区民税	都民税	特別区民税
外貨建等以外の証券投資信託	1.6%	1.2%	0.8%
外貨建等証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

(5) 寄附金税額控除 ※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額 - 2,000円) × 6% (特別区民税分)
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額 - 2,000円) × 4% (都民税分)
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・地方公共団体で特別控除対象以外の団体	(寄附金額 - 2,000円) × 10% ※特別区民税分6%・都民税分4%
地方公共団体で特別控除対象の団体(ふるさと納税など)	(寄附金額 - 2,000円) × 10% + 特別控除額(※3) ※特別区民税分6%・都民税分4%
(※3) 特別控除額…次の計算式により算出(特別区民税・都民税算出所得額から調整控除を差し引いた金額の2割が上限) ※総務大臣が指定した地方公共団体への寄附に限り、特別控除が適用されます。	
基本的な特別控除額計算式	(地方公共団体への寄附金額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率(※4) × 1.021)

(※4) 所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率
※分離課税される所得があるときなどは、別の計算式により算出する場合があります。
地方公共団体に寄附した場合で、ふるさと納税システム(ふるさと納税)の特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特別控除額」が上記に加算されます。

(6) 住宅借入金等特別税額控除 ※平成26年1月1日以後に居住を開始した場合に限りです。

① 所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別税額可能額	特定取得等(※5)に該当しない場合
②-1 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じた額(上限 97,500円)	特定取得等(※5)に該当する場合
②-2 所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じた額(上限 136,500円)	特定取得等(※5)に該当する場合
(※5) 特定取得等…特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得のいずれかに該当するもの ※詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。 荒川区トップページ https://www.city.arakawa.tokyo.jp/ → 税金(生活便利ナビ) → 特別区民税・都民税(住民税) → 住民税住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について	
(7) 個人住民税(特別区民税・都民税)の特別税額控除(定額減税) ※令和6年度に限る 次のアとイの金額の合計額を納税義務者の住民税の所得割額から控除します。ただし、アとイの合計額が住民税の所得割額を超える場合は、その所得割額を限度とします。 ア 納税義務者・・・1万円 イ 控除対象配偶者または扶養親族(いずれも国外居住者を除く)・・・1人につき1万円	

【お問い合わせ】 荒川区役所 税務課課税係 電話 03-3802-3111 (代表) 内線 2316~2319、2321~2323
※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。